

2010年7月30日  
郵便事業株式会社

JPエクスプレス社統合に係る郵便事業株式会社法第13条第1項に基づく報告について

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一)は、総務大臣から、平成22年7月6日(火)、「JPエクスプレス社統合に係る郵便事業株式会社法第13条第1項に基づく報告徴求について」により、今回のゆうパック配達遅延に至った経緯及び本件に関する弊社の対応等について、7月末までの報告を求められていましたが、本日、年末繁忙期に向けての再発防止策等と併せて報告書を提出いたしました。(報告書は添付のとおりです。)

このたびの件に関しましては、お客さま並びに関係の皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、再発防止策を着実に実施し、年末繁忙期に向けて安定的な業務運行を確保することによって、お客様の信頼向上に努めて参る所存です。

以 上